

日ごろよりミュージア川崎シンフォニーホールにご理解、ご賛同を賜り、誠にありがとうございます。
公益財団法人への個人会員様及び法人会員様からの賛助会費は、寄附金として、一定の要件の下で税法上の優遇措置の対象となります。

記

●個人賛助会員様

個人会員様からの賛助会費は、所得税において、次のような優遇措置の対象となります。

(所得税)

個人様からの協賛会費は、確定申告の際、次のA・Bいずれか低い金額から 2,000 円を控除した金額が、寄附金控除として所得から控除されることとなります。

- A. 総所得金額等の 40%相当額
- B. その年に支出した特定寄附金の額の合計額

例：総所得金額等が 5,000,000 円で個人賛助会費が 50,000 円の場合

- A. $5,000,000 \text{ 円} \times 40\% = 2,000,000 \text{ 円}$
 - B. 50,000 円
- (A > B)

寄附金控除 (所得控除) 50,000 円 - 2,000 円 = 48,000 円

注：所得税については「所得控除」のみ適用を受けることができ、「税額控除」の適用を受けることはできません。

●法人賛助会員様

(ホールスポンサーAの場合)

法人会員様からの一般協賛による賛助会費は、法人税申告の際、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。(平成 24 年 4 月 1 日以後開始事業年度)

- (1) 一般寄附金の損金算入限度額
(資本金等の金額 $\times 0.25\%$ + 所得の金額 $\times 2.5\%$) $\times 1/4$
 - (2) 特定公益増進法人への寄附の損金算入限度額
(資本金等の金額 $\times 0.375\%$ + 所得の金額 $\times 6.25\%$) $\times 1/2$
- * (1) と (2) は、合計額を限度として損金に算入することができます。

例：資本金等の額が 1,000 万円、所得金額 1 億円の法人の場合

- (1) $(10,000,000 \times 0.25\% + 100,000,000 \times 2.5\%) \div 4 = 631,250 \text{ 円}$
 - (2) $(10,000,000 \times 0.375\% + 100,000,000 \times 6.25\%) \div 2 = 3,143,750 \text{ 円}$
- (1) + (2) 合計限度額 3,775,000 円

(ホールスポンサーBの場合)

法人会員様からの広告協賛による賛助会費は、会費または広告宣伝費として全額、必要経費算入いただくことができます。